

愛知県内の経済団体に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の
施行に向けた周知等に係る協力の要請について

令和6年11月8日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランスの方が、安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化及びフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

公正取引委員会事務総局中部事務所は、愛知労働局及び中部経済産業局と合同で、別添の愛知県内の経済団体に対し、本法の円滑な施行に向けて、本法の内容を理解いただくとともに、傘下の会員や関連事業者等に対する周知について協力いただくよう要請を行いました。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 取引課 電話 052-961-9423（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/